

静岡県健康福祉交流プラザの供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

**静岡県規則第70号**

静岡県健康福祉交流プラザの供用を開始する日を定める規則

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和5年静岡県条例第2号）附則第2項の規則で定める日は、令和6年4月1日とする。